

(号外)
独立行政法人国立印刷局

日 次

〔官庁報告〕

官庁事項

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示の全部を変更する公示
新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第三十二条第三項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示(令和二年四月七日)の全部を次のように変更する。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示の全部を変更する公示
新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第三十二条第五項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示(令和二年四月七日)の全部を次のように変更する。

令和二年四月十六日 新型コロナウイルス感染症対策本部長 安倍 晋三

(一) 緊急事態措置を実施すべき期間 令和二年四月七日(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県以外の道府県については、同月十六日)から五月六日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第五項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除する」とする。

(二) 緊急事態措置を実施すべき区域 全都道府県の区域とする。

(三) 緊急事態の概要 新型コロナウイルス感染症については、
・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかる場合に比して相当程度高いと認められる」
として、かつ、

・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひつ迫している」とから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に関する公示

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第十八条第一項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和二年三月二十八日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)の一部を変更したので、同条第五項において準用する同条第二項の規定に基づいて公示する。

令和二年四月十六日

新型コロナウイルス感染症対策本部長 安倍 晋三

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日(令和2年4月16日変更)

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るために、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。しかしながら、国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたところであり、この状況を踏まえ、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)附則第1条の2第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第15条第1項に基づく政
府対策本部が設置された。

国民の生命を守るために、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。まずは、「三つの密」を避けることをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター(患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。)の発生を封じ込めることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大(以下「オーバーシュート」という。)の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。